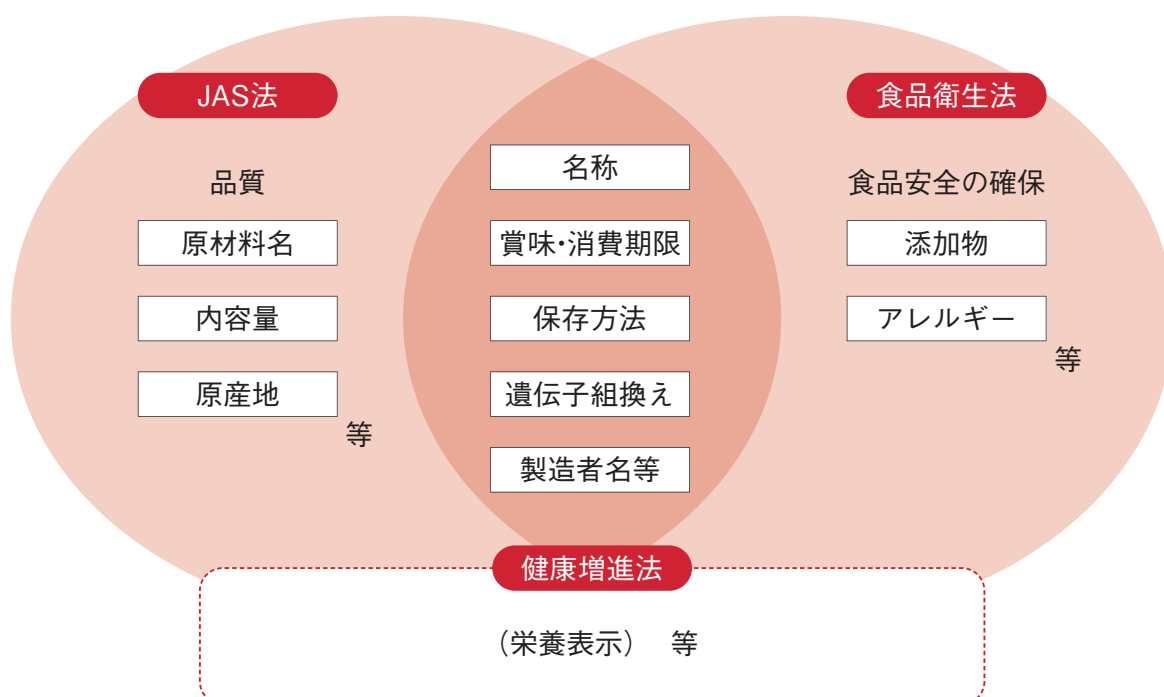


## 5 表示事項の管理

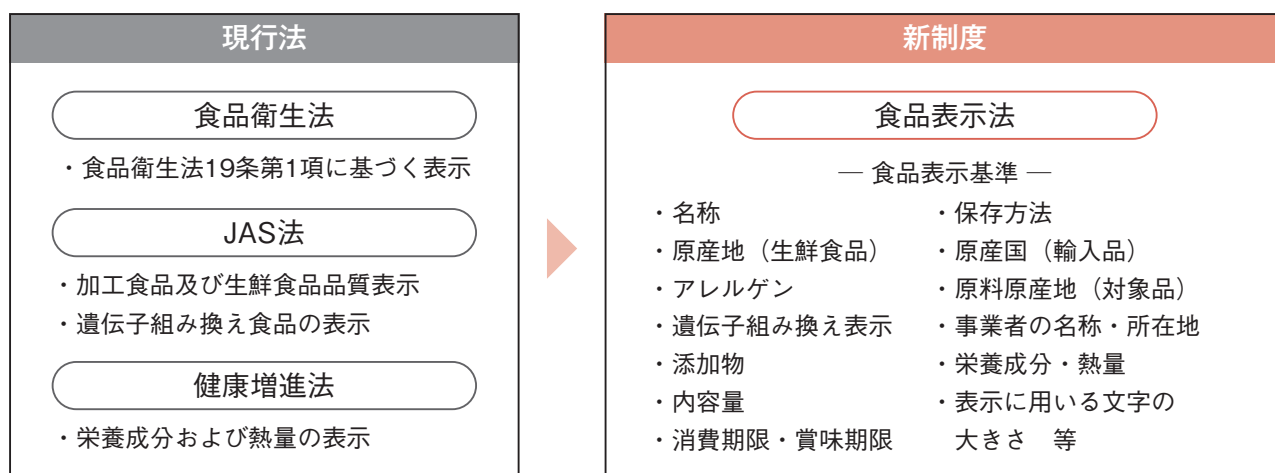
食品に表示しなければならない事項は、法律や条令などで定められています。表示に関わる主な法律には、図に示すように「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」および「景品表示法」があります。そのため、食品の表示に関わる法令は、各々の法律の内容と他の法律との関係についても理解しておく必要があります。各々の法律の関係を消費者庁が作成した図を参考に示していますが、表示すべき事項が一つの法律によって決められている事項と複数の法律にまたがって決められている事項とがあります。なお、消費者庁は食品の表示に関する行政について各省庁間を横断的にまたがる全体的な取り組みを行っています。



新しい食品表示制度として、これまでの食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成 25 年 6 月に成立しました。この食品表示法は、公布後 2 年を超えない範囲で施行されます。

詳しくは消費者庁のホームページを参照してください。

### ●食品表示法の制定に関するイメージ



## 1 表示に関わる法律

### ① 食品衛生法

食品衛生法は、「食品の安全性を確保」するための法律です。このため JAS 法と共通して表示すべき事項とされているもの以外に、食品の安全性に関わる食品添加物やアレルギー物質の表示が義務付けされています。

#### 食品衛生法（表示事項）

- ・ 名称
- ・ 添加物
- ・ 賞味期限／消費期限
- ・ 保存方法
- ・ 製造者等の氏名、住所
- ・ その他 

|                |
|----------------|
| アレルギー物質        |
| 遺伝子組換え食品       |
| 食品ごとに決められた表示事項 |

### ② JAS 法

JAS 法は、正式には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」と言い、製品の規格を決めた制度と表示を義務付ける品質表示基準の制度からなっています。

JAS 法は、「食品の品質を確保」することと、適正な表示により消費者が選択できるようにするための法律です。一括表示の原材料名、内容量、原産地（国）の表示は JAS 法に基づくものです。

#### 加工食品品質表示基準（JAS法）

- ・ 名称
- ・ 原材料名  
(原料原産地名)
- ・ 内容量
- ・ 賞味期限/消費期限
- ・ 保存方法  
(原産国名：輸入品のみ)
- ・ 製造者等の氏名、住所
- ※その他（遺伝子組換えなど）

### ③ 健康増進法

栄養の改善や健康の増進を図ることを目的とした法律で、食品の表示に関する事項としては「栄養成分の表示」があります。また、最近市場が拡大している特定保健用食品制度にも関連した法律です。

主要栄養成分 1 袋（200 g）当たり（当社分析値）

|       |         |             |       |
|-------|---------|-------------|-------|
| エネルギー | 390kcal | 炭水化物        | 35.6g |
| タンパク質 | 3.5g    | ナトリウム       | 320mg |
| 脂質    | 25.6g   | (食塩相当量0.8g) |       |

### ④ 景品表示法

景品表示法は「消費者の利益の保護」を目的とした法律で、優良誤認（産地偽装など）や有利誤認（実際の価格以上に安い値段を表示するなど）を防止するために作られました。



## ② 表示事項を作成するときの留意点

### ① 原材料に関わる情報の収集

表示事項を管理するに当たって重要なのは、正確な情報を収集することです。特に原材料の表示に関わる情報は重要であり、食肉類、農産物および魚介類については原産地がどこであるか、調味料など複数の原材料で製造されている複合原材料については、使用されている食品添加物の有無などについて詳細な情報を得ておく必要があります。

必要とされる情報は、原材料のメーカーや納入業者から、内容物が記載された原材料規格証明書などを定期的に入手することによって収集しましょう。

### ② 食品添加物の用途の確認

食品添加物については、食品衛生法で使用の制限がある添加物が定められています。注意を要することは、食品添加物が増粘剤のようにその使用目的によって表示方法が異なることです。また、原材料から製品に持ち越すキャリアオーバーや製造の過程で使用する加工助剤などについても注意が必要です。

### ③ 使用する文字の大きさなど

表示事項をまとめて表示した「一括表示」に使用する文字については、定められたルールがあります。

- ・ 使用できる文字は日本語で、英文字などの外国語での表示はできません。
- ・ 一括表示に使用できる文字の大きさは、一部の例外を除いて8ポイント以上の活字でなければなりません。
- ・ 使用する文字は、背景と対照的な色で読みやすくしなければなりません。



### ④ その他の表示（調理方法、警告表示など）

その他、製品に表示する事項として「調理方法」や「注意表示」があります。

- ・ 調理方法については法令で定められた表示方法がありませんので自由ですが、統一した表示方法についてガイドラインを策定している団体もありますので、このガイドラインに従って表示すると良いでしょう。
- ・ 注意表示は商品の特性上お客様に注意を喚起する必要がある場合に表示します。たとえば、缶詰で「開缶するときに手を切らないように」とかレトルト品で「開封後は速やかにお召し上がりください」などの表示が注意表示に当たります。